

奈良県告示第三百六十七号

次に掲げる出納員及び分任出納員が使用する領収印は、平成二十七年一月四日限り廃止する。

- 一 昭和四十二年四月奈良県告示第七号で告示した奈良県高田県税事務所、奈良県桜井県税事務所及び奈良県吉野県税事務所に勤務する出納員が使用する領収印
- 二 昭和六十三年三月奈良県告示第七百五十八号で告示した奈良県高田県税事務所、奈良県桜井県税事務所及び奈良県吉野県税事務所に勤務する分任出納員が使用する領収印

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾